

令和6年度第3回

下松市農業委員会総会議事録

令和6年6月11日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和6年度第3回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年6月11日(火) 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席(8人)

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席(0人)

4 農地利用最適化推進委員 (出席要請なし)

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 現況確認書について(市街化区域)

6 農業委員会事務局職員

局 長 中田 量寄

書 記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第3回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より6月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお今回の総会は議案なしにつき、推進委員の出席はお願いしておりませんので、農業委員のみの会議となります。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と藤田善江委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願い致します。
事務局	報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」ですが、届け出が3件ございました。 議案書の2ページ、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」ですが、届け出が8件ございました。 議案書の5ページ、報告第3号「現況確認書について（市街化区域）」ですが、申請が3件ございました。 添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程に基づき、事務局長専決により処理いたしました。 以上です。
議長	以上で、本日の報告事項はすべて終了いたしました。質問はありますか。内山禮介委員。
内山委員	2ページの報告第2号受付番号2、3番の太陽光発電ですが、場所はだいたいどの辺ですか？
事務局	●●●の上のほうで、調整区域に近い所ではありますが、●●●●の管理道の辺りです。（地図を示して）この辺りです。
内山委員	ありがとうございました。
議長	はい。その他連絡事項はありますか。
事務局	はい、皆様に報告する事項が2点ございます。 まず1点目、「令和5年度の最適化活動における農業委員会による点検・評価のまとめ」です。先日意見の提出をお願いしましたところの内容をまとめております。こちらはこの結果をまとめたもので5年度は完了とさせていただきます。続いてもう一点、「令和5年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の実施状

況の公表について」です。こちらの結果につきましては事務局でまとめております。このまとめた結果について関係機関、下松市農林水産課と山口県、山口県農業会議に報告の上、インターネットを活用して公表を予定しております。続きまして、「宅地造成及び特定盛土等規制法に関するお知らせ」の資料で説明させていただきます。これについては、来年の4月1日から運用を開始する予定でして、これに先立ちまして事務局あてに照会がございまして、2枚目の「通常の営農行為の範疇について」で、どうであろうかというところで、上限値を1mとしたいという意見の問い合わせがありまして、これについて特に意見なしと返そうと思っております。若干説明させていただきますと、盛土規制法というのが令和3年7月に熱海で大規模盛土が崩落したのを受けまして、令和5年5月に盛土規制法ができたところです。カラーコピーですが、これを受けて山口県が指定しようとしている規制区域、指定案ということで今年度中に区域を指定して来年度から運用ということです。区域が2つありまして、宅地造成等工事規制区域と、特定盛土等規制区域があります。農地については緑色に関係してくるのですが、法律の規制の対象にならないというものについては、通常の営農行為の範囲であれば規制の対象外というところですよ。どこまでを通常の営農行為かを決めるかというところで、2枚目の県の案です。県で決めることが出来るのは標高高で、それについては、県は1mと考えているということです。これについては先行して広島県が運用していきまして、そこで1mにしています。これについて今年度県のほうで整備をして来年度から運用します。農業委員会としては通常の営農行為の範囲であれば特に問題なしというようになると思います。許可、届出の詳しいものは、カラーコピーの裏側になります。例えば盛土が1m超、面積が500㎡超というものがありますが、通常の営農行為の範囲であれば規制の対象外になります。詳細等分かりましたらまたお知らせしたいと思います。

議

長

これで6月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和6年6月11日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

清水 亨

署名委員

内山 禮介

署名委員

藤田 善江